

## 刈谷市障害者自立支援協議会【相談支援部会】部会及び事例研修検討会から抽出された地域課題(平成30年度・平成31年度)

令和2年3月

課題	年度	現状と課題	課題解決に向けたアプローチ(現状分析)	課題解決の方法(理想とする地域のかたち)	関連する部会・連絡会	
地域資源について	サービス不足	30	・市内の生活介護事業所に空きがない ・市内に生活の場としてのグループホームが足りない ・家族の高齢化を理由とした入所希望があっても、受け入れる入所施設に空きがない ・本人の状況に適した事業所を選択できない場合がある。事業所の選択肢が少ない ・本人や家族の状況に適した日中活動の場がない	・市内生活介護8事業所の定員の合計は210名。障害種別によって事業所の数は不足している。 ・事業拡大がしづらいという事業所の声がある。 ・福祉全体の人手不足に起因した受け入れ困難や事業拡大困難がある。 ・サービス利用のニーズを把握するため、学校、保護者等に調査を行う必要がある。 ・生活介護の利用者の高齢化問題も存在する。	・重身の生活介護事業所「鈴の音」が4月開所予定であるが、知的を対象とした事業所は足りていない。 ・高齢者向け施設も基準を満たせば足りていない分を補うことはできるのではないか。 ・足りていない具体的な量を把握するため、実態調査を行う。	相談支援部会 地域生活支援拠点検討部会 通所事業所連絡会
		31	・入所先の確保が困難である ・刈谷市は事業所の新規参入、事業拡大がしにくい。 ・多様なニーズに対応できる日中活動の場がない【30】	・事業所が継続して安定的な運営を行っていくためには、利便性、採算性を踏まえて、補助制度などの見直しを行う必要がある。		
	障害児	30	・短期入所などは訓練的に利用できる場所もあるが、児に特化した施設がない ・学齢前の子ども(医療的ケア児を含む)が利用可能な社会的資源が少ない	・市外の事業所を利用することでカバーできる部分もあるが、移動手段が課題となる。	・各事業所が医療的ケア児の対応をしているのか等現状を確認する。	子ども部会 子ども連絡会
		31	・障害児の兄弟へのケアや適切な親子関係の構築を支援する担い手がない ・高校卒業後にサービスに繋がらない人がいる。日中一時や移動支援の事業所が少ない、定員の空きがないため。			
	移動支援	30	・既存のサービス(移動支援)では継続的な通学支援ができない	・学校や集合場所となるバス停まで送迎するサービスがない。現状、親の送迎が必須となっているが、親が送迎できない場合の代替手段はどうか。 ・支援級の場合は、親の付き添いを求められる。 ⇒サービスに原則はあるが、行政には臨機応変に対応してほしい。一方で、すべてを認めると、面倒だから移動支援を使うという親もでてくる。	・移動支援マニュアルの見直しの検討 ・規制緩和の検討	相談支援部会 居宅事業所連絡会
		31	・移動支援が通学で使えない【30】 ・通学援助等の新たなサービスの展開が必要である ・既存のサービス(移動支援)では放デイの利用前後に利用できない。			
	緊急時	30	・介護者や本人の体調不良等緊急時に対応できる社会資源がない ・重度障害児が家庭環境を要因として養育困難の場合、入院の他の受け入れ先がない	・現在、地域生活支援拠点等検討部会にて、緊急時の受け入れや相談窓口等の整備について検討を行っている。 ・緊急時の受け入れ先について、障害特性に応じた対応ができない	・緊急時の受け入れ先の整備	地域生活支援拠点等検討部会
		31	・緊急時に利用できるセフティー的な支援サービスがない。【30】			
	格差	31	・自治体によりサービスが異なるため、サービスに繋がらないケースがある ・自治体によって、グループホームとショートステイの併給について柔軟に対応されない ・他市と比べて、移動支援と日中一時の事業所が少ない			
	障害の理解	30	・共生社会を目指していきたいが、実現には至っていない ・地域において精神障害への理解を深めていく必要があるが、統括する機関がない ・精神疾患をもつ子どもの親が、家庭内で抱え込み、孤立している。家族が思いを話したり、情報を得る場が地域に少ない。 ・住まいを確保するための賃貸物件の契約が困難である。障害があることを伝えた途端、大家の対応が厳しくなったように感じる現状がある。	・障害者支援センターで講演会(年2回)を開催している。ヘルパーの参加が多い。地域の人の参加を増やすためには、どのような内容が求められているのか把握したい。 ・住まいの確保について、関係機関で協議する場がない。	・令和2年度より、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」に関連し、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置予定。 ・「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」推進事業の内容には、障害理解の普及啓発や住宅確保等の項目もあり、新設の協議の場において検討することが可能。 ・住まいの確保について、不動産関係団体、居住支援団体、公的住宅機関、障害者団体、行政機関における協議の場が必要。	相談支援部会
	若者支援	30	・悩みを抱える若者の当事者グループが少ない ・人間関係において苦手意識を抱えている人の行先がない。 ・引きこもりの本人や家族に対して早期発見、介入、実態把握するシステムがない。また、訪問支援や継続相談を受ける場所がない。 ・学校や支援機関が関わっていない若者(20代)の把握、対応機関がない。	・39歳までの人が相談できる窓口の設置(市内NPOに委託)が検討されている。 ・市内NPOは若者の居場所の活動もやっている。 ・今後、「子ども・若者支援地域協議会」が継続して設置されると良い。	・「地域生活支援促進事業」 発達障害児及び家族等支援事業、発達障害者等青年期支援事業、巡回支援専門員整備事業の整備	相談支援部会
		31	・愛着障害のある人への支援を担う機関がない			
その他	30	・外国人の永住権や在留権について対応する機関がわからない	・国際交流センターに相談できる。支援者として、本人の望む日本での生活や家族の情報を担当に伝えることはできる。			
	31	・刈谷市公共施設連絡バスのダイヤが事業所の利用時間と合わない(都市交通課) ・生活福祉資金貸付の利用要件が厳しく、利用が難しい(社会福祉協議会生活支援課) ・ゴミ出し支援は単身者しか利用できない(ごみ減量推進課) ・外国人の障害者に対し全般的な支援を行う機関がない【30】				

刈谷市障害者自立支援協議会【相談支援部会】部会及び事例研修検討会から抽出された地域課題(平成30年度・平成31年度)

令和2年3月

課題	年度	現状と課題	課題解決に向けたアプローチ(現状分析)	課題解決の方法(理想とする地域のかたち)	関連する部会・連絡会	
事業所関連	人材育成と定着	30	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉業界の慢性的な人手不足、特にヘルパーの人材が足りない</li> <li>業務に追われ自己研鑽の時間がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県では就職フェアが開催されているが、福祉にかかわらず人材不足は課題となっている。</li> <li>新たに福祉分野に興味を持ってもらうことは難しいため、人材定着の視点も肝要である。定着には何か重要なのか、考える必要がある。</li> <li>障害者の家族や親が職員として働くケースもある。</li> <li>福祉系の大学と連携し、アプローチをしていくことも必要。</li> <li>福祉系の大学と市とで協定が組まれた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハローワーク、行政、福祉の事業所が協働して開催する人材確保のための就職フェア</li> </ul>	
		31	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援専門員や事務員等、人手不足である</li> <li>福祉業界の慢性的な人手不足、特にヘルパーの人材が足りない【30】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教員や保育士免許を持っている等、多職種の人材を活用することもできる。</li> <li>高齢者向けの事業所で勤務経験のある人や無資格者が活躍している事業所もある。</li> <li>ボランティアを活用することにより人材不足を補ったり、地域とのつながりやスタッフの資質向上にもつながるのではないかと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉を知ってもらう目的で、市単位で福祉人材フェアを行う。</li> </ul>	
	介護連携	30	<ul style="list-style-type: none"> <li>《障害と介護の連携》</li> <li>相談員と地域包括支援センターの連携がとれていない</li> <li>障害分野のことを介護分野の支援員に周知する機会がない</li> <li>入所利用者の高齢化に伴い、介護保険施設との連携を要するケースが増えていくと予想される。</li> <li>介護と障害のサービスでは支給量に違いが出てしまう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>包括支援センターと相談支援事業所との交流会が開催されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度も引き続き地域包括支援センターと相談支援事業所の交流会を開催する。</li> </ul>	
		31	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケアマネ(介護)との連携や情報共有ができていない</li> </ul>			
	関係機関との連携	30	<ul style="list-style-type: none"> <li>《各専門機関の連携体制がとれていない》</li> <li>相談員と医療及び教育機関の連携不足</li> <li>相談員と民生委員の連携不足</li> <li>基幹相談支援センターと行政の役割の範囲が不明瞭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育に関しては、以前より連携が進んでいるが、十分でない部分もある。</li> <li>医療に関しては、必要に応じて連携ができていない。</li> <li>相談員が民生委員に接触を図る場合、民生委員を把握する必要がある。民生委員によっては、相談支援機関について理解していない場合も考えられる。</li> <li>※民生委員の連絡先は、市に問い合わせ、民生委員の了承のうえ教えてもらう。</li> <li>基幹相談支援センターと行政の役割の範囲が不明瞭なことについては、周知に時間がかかることが原因ではないかと。</li> </ul>		
		31	<ul style="list-style-type: none"> <li>基幹相談支援センターと行政の役割の範囲が不明瞭【30】</li> <li>行政に対し事業所の抱える課題を適切に伝えられていない。</li> <li>事業所と学校の連携がとれていない</li> <li>医療及び教育機関の連携不足は、特に児童の分野で顕著である</li> <li>《地域移行》地域の受け入れ体制の構築</li> <li>相談員と医療機関の連携不足【30】</li> </ul>			

※ 現状と課題の記述のうち【30】は、30年度に類似の課題があげられており、31年度も引き続き課題としてあがったもの。

※ 下線は、平成30年度に抽出された地域課題について、事例検討研修会でその解決に向けて検討をしたもの。